

調査部長

古賀海軍大佐

小林海軍中佐

野村海軍中佐

佐藤海軍中佐

宮崎海軍大尉

柳原海軍機関少佐

荒木主計中佐

藤本造船中佐

榎本海軍書記官

諜報部長

豊田海軍大佐

水野海軍少佐

ベーター博士

杉山陸軍少将

河村砲兵大佐

賀屋大蔵事務官

顧問

〔付二〕

194 10月1日 全權上奏文

齋藤全權上奏文

上奏文

臣 實 菊次郎 等

曩ニ寿府軍備制限會議參列ノ大命ヲ拝シテ任ニ寿府ニ赴キ
六月二十日會議開会セラレテヨリ八月四日休会ヲ告クルニ
至ル迄一月半其ノ間英國全權委員ノ帰国ニ依リ一週日ノ休
会ヲ見タルヲ除キ或ハ総會議ニ或ハ幹部会ニ或ハ非公式懇
談会ニ殆ント連日ニ互リ会合ヲ重ネ又随員ヲシテ他国委員
ト会同シテ各種専門的問題ノ討議ニ当ラシメタリ

抑モ本會議ハ日英米仏伊五国ノ間ニ補助艦制限ノ協定ヲ遂
ケ以テ華盛頓會議ノ成果タル主力艦問題ニ関スル条約ト相
俟テ海軍軍備制限ノ実ヲ全ウシ之ニ依リ戦争ノ惨禍ヲ防止
スルト共ニ国民ノ経済的負担ヲ一層軽減セムコトヲ目的ト

シテ米國大統領ニ依リ提唱セラレタルモノナリ仏伊兩國ハ
之カ参加ヲ肯スルニ至ラサリシト雖右目的ノ達成ヲ顧念ス
ル日英兩國ハ欣然該提議ニ賛シ茲ニ三國間ノ會議開催ヲ見
ルニ至リタルモノナリ

會議ノ劈頭即六月二十日第一回總會ニ於テ米國全權委員
及英國全權委員ヨリ各々海軍軍備制限ニ関スル提案ヲ発表
シ我方ニ於テモ亦帝國ノ具体案ヲ提示セリ今此ノ三案ヲ檢
討スルニ米國提案ハ補助艦ニ付各国ノ保有スヘキ總噸數ノ
最大限ヲ定ムルト共ニ右割當ヲ決スルニ付大体華盛頓條約
ノ比率ヲ適用セントスルモノニシテ巡洋艦ニ付テハ英米各
二十五萬噸乃至三十萬噸日本十五萬噸乃至十八萬噸驅逐艦
ニ付テハ英米各二十萬噸乃至二十五萬噸日本十二萬噸乃至
十五萬噸潛水艦ニ付テハ英米各六萬噸乃至九萬噸日本三萬
六千噸乃至五萬四千噸ト限定セムトスルニ在リ之ニ對シ英
國提案ハ先ツ國費節減ノ見地ヨリ主力艦ニ関スル制限ヲ提
議シ第一ニ其ノ艦齡ヲ二十年ヨリ二十六年ニ延長シ第二ニ

セリ翻テ帝国ノ立場ヲ按スルニ万一右米國新提案ニシテ容認セラルルカ如キコトアランカ其ノ結果ハ勢ヒ現有勢力ヲ基礎トシテ軍備ノ拡張ヲ制止セムトスル帝國ノ根本主張ニ背馳スルニ至ルヘク此ノ如キハ到底帝國ノ承認シ得ヘキ所ニ属セサルニ鑑ミ臣等ハ茲ニ本會議ノ目的カ軍備ノ制限ニ存スルコトヲ強調シテ水上補助艦總噸數英米各四十五萬噸ヲ以テ討議ノ基礎トスヘク此場合ニ於テ帝國ハ三十萬噸余ヲ要求スルモノナル旨ヲ提言セリ

右ノ提議ハ之ヲ討議ノ基礎トスル点ニ於テ直ニ米國全權委員ノ容ルル所トナリタルモ英國全權委員ハ依然隻數及備砲ノ制限ヲ重視スル当初ノ見解ヲ固持シ日米兩國カ其ノ割當噸數ヲ以テ如何ナル種類ノ艦船ヲ造ラムト欲スルカヲ知ルニ非スハ割當噸數ニ付予メ何等束縛ヲ受クルヲ好マスとテ之ニ応セス臣等ハ依テ右英米ノ見解ノ相違ヲ調和スルノ途ハ大型巡洋艦ノ數ヲ限ルノ外ナシト信シ一万噸級巡洋艦ノ數ニ付三國間適當ノ制限ヲ施シ依テ生スヘキ噸數ノ余裕ヲ其ノ他ノ巡洋艦ニ振向クルコトニ依リ總噸數ノ低下ヲ図ラムコトヲ更ニ提言シ且老齡艦利用ノ特例ヲ得ントスル英國側ノ希望ヲ支持シタルニ英國全權委員ハ賛意ヲ表シタル

將來建造セラルヘキ戰艦最大單艦噸數ヲ現在ノ三萬五千噸ヨリ三萬噸以內ニ減シ第三ニ備砲ノ最大口径ヲ現在ノ十六吋ヨリ十三吋半ニ縮少セムコトヲ提唱シ次ニ航空母艦ニ付最大單艦噸數ヲ現在ノ二萬七千噸ヲ二萬五千噸ニ減シ備砲ノ最大口径ヲ八吋ヨリ六吋ニ改メムコトヲ提言スルト共ニ補助艦ニ付排水量一萬噸備砲八吋ノ巡洋艦ニ對シ五、五、三ノ現在比率ヲ承認スルト共ニ該艦種ノ數ヲ限定シ其ノ他ノ巡洋艦ハ將來單艦噸數ヲ七千五百噸ニ備砲ノ最大口径ヲ六吋ニ制限セムトスルヲ以テ骨子トス而シテ臣等ノ提出セル帝國提案ハ各國ニ於テ將來其ノ海軍力増加ノ目的ヲ以テ新ニ造艦計畫ヲ採用セサルコトヲ第一義トシ右各國ノ海軍力ハ各國カ現ニ有スル有効既成艦艇ノ噸數及各國ニ於テ現ニ建造中ナル艦艇ノ噸數ヲ基礎トシ且各國ノ既定計畫中建造未着手ノ艦艇ノ噸數ヲモ考量シテ協定セムトスルニ在リタリ

三國全權委員ハ右各提案ニ付銳意考究ヲ加フルト共ニ一方専門委員會ヲシテ補助艦全般ニ互リ其ノ特性ニ關シ討議セシメタリ同委員會ニ於テハ驅逐艦、潜水艦及制限外艦艇ニ關スル數種ノ事項ニ付三國委員ノ意見一致シタルヲ以テ其

ノ結果ハ之ヲ一括シテ幹部會ニ報告スルニ至リタリ然レトモ巡洋艦問題ニ付英國全權委員ヨリ本艦種ヲ二種ノ艦型ニ区分シ一ハ排水量一萬噸備砲八吋ニ他ハ排水量七千五百噸備砲六吋ニ制限セムコトヲ提議スルト共ニ同國ノ地理的地位並其ノ通商路及海岸線ノ長キ点ニ於テ他國ト全ク特異ナル事情ニ在ルコトヲ理由トシ國防上最少限度ノ必要トシテ一萬噸八吋砲巡洋艦十五隻七千五百噸六吋砲巡洋艦五十五隻合計七十隻（別ニ水雷敷設艦及小型航空母艦計五隻）ヲ舉クルヤ之ニ對シ米國全權委員ハ艦型区分案ニ付テハ總噸數ヲ定ムル以上艦ノ形式ハ各國ノ自由ニ委スヘキモノナリト主張ヲ為シ又英國要求ノ巡洋艦隻數ニ付テハ右總噸數ハ殆ント六十萬噸ニ達シ同國提案ニ二倍スル數字ニシテ本會議ノ性質上到底容認シ得ヘキ限リニ非ストノ強硬ナル反對論ヲ提起シ會議ハ漸ク難關ニ遭遇セルノ觀ヲ呈スルニ至レリ此ノ間臣等ハ事態ノ推移ニ深甚ノ注意ヲ払フヲ怠ラサリシカ突如米國全權委員ヨリ前頭英米間意見ノ懸隔ニ鑑ミ巡洋艦ニ關スル其ノ当初ノ提案ニ代フルニ一定ノ條件ノ下ニ巡洋艦英米保有噸數各四十萬噸ヲ限度トシテ討議スヘキモ其ノ以上ノ數字ハ絶對ニ問題ト為スコトヲ得サル旨聲明

モ米國全權委員ハ先ツ割當總噸數ヲ知ルニ非サレハ米國ノ立場ニ付明答シ難ク一萬噸級巡洋艦所要數ハ總噸數ヲ知リタル上初メテ決定シ得ヘキ問題ナリト主張セリ

斯クテ問題ハ漸ク停頓ノ姿トナリタルカ此ノ間第二回總會議ノ開カルアリ席上米國全權委員ハ若シ日英兩國間ニ於テ何等カ妥協ヲ得ルニ於テハ米ハ之ヲ受諾スルノ用意アリトノ趣旨ヲ表白シタルカ之ヲ動機トシテ兩國全權ノ折衝開始セラレ其ノ結果一ノ妥協案ヲ得タルモ八吋砲搭載艦ノ制限ニ付再ヒ英米間ニ論争ヲ生シ英國全權カ備砲ノ制限ヲ重要視スルニ對シ米國全權委員ハ飽ク迄八吋砲搭載ノ自由ヲ力説シテ竟ニ意見ノ一致ヲ見ス其ノ後ハ一時帰國セル英國全權委員ハ其ノ新ニ帶有セル訓令ニ基キ別ニ一案ヲ提議スル所アリタルモ是亦前記英米間見解ノ疎隔ヲ調和スルニ足ラス事態ハ愈々會議決裂ノ道途ニ向ツテ歩ヲ進メツツアルヲ思ハシメタリ

臣等此ノ危機ニ立チテ事態ヲ按スルニ尚英米見解ノ相違ヲ調和スルノ策アラハ之ヲ検討シ決裂ヲ未然ニ防止スルノ賢明ナルモノアルヲ信シタルヲ以テ熟慮ノ結果日英兩國各其ノ既定計畫ニ依ルノ外此ノ水上上補助艦ヲ一九三一年末前

ニ建造セス又米国ハ英国以上ニ其ノ勢力ヲ増加セサルヘキヲ約スルコトヲ骨子トスル最後調停案ヲ提出シタルモ既定計画ノ意義ニ付英米両国ノ見解ヲ異ニシ茲ニ遂ニ万策尽クルニ至レリ

斯クテ八月四日最終総会議開催セラレ三国全権委員各其ノ立場及主張ヲ再説シタル後議長ヨリ今次会議ノ目的經過ヲ略叙シ重要問題ニ付三国間ニ妥協ヲ見ル能ハサリシ事情ヲ説明シ茲ニ止ムナク一先ツ会議ヲ休会スルモ各本国政府間ニ於テ協議ノ上速ニ軍備縮少ノ目的ヲ達スルノ必要ヲ開示セル共同宣言ヲ朗読セリ此ノ如クニシテ一月半ニ互レル本会議モ遂ニ何等ノ協定ニ達スルコトナクシテ茲ニ休会セラ

ルルニ至レリ

本会議カ不幸予期ノ成果ヲ収ムルコトナクシテ事実終局ヲ告ケタルハ臣等ノ恐懼ニ堪ヘサル所ナリト雖本会議ヲ通シテ帝国政府ノ執ラレタル終始一貫セル方針ト軍備制限問題ニ関スル国民一般ノ理解ト相俟テ帝国ノ公明正大ナル立場ハ克ク中外ニ闡明セラレ列国ノ帝国ニ対スル信用一層深キヲ加フルモノアルニ至リタルハ誠ニ慶賀ニ堪ヘサル所ナリ

右謹テ復命ス

昭和二年十月一日

「ジュネーヴ」ニ於ケル海軍軍備制限会議全権委員

子爵 齋藤 實

付録 日付順索引

昭和二年（一九二七年）二月

事項 番号	文書 番号	電信 番号	発・受 信 者	件 名	頁
一	1	五三	在米松平大使より 幣原外務大臣宛（電報）	國務長官より軍縮問題に関する公文送付について	1
一	2	五四	在米松平大使より 幣原外務大臣宛（電報）	軍縮会議開催方に関するクーリッジ大統領の教書について	1
			付 記一 二月十日付議會に与えたる米大統領教書訳文		1
			二 二月十日付米政府より日英仏伊各国政府宛 軍縮会議開催方に関する覚書		4
一	3	五五	在米松平大使より 幣原外務大臣宛（電報）	軍縮会議開催方米國提案に関する与野党及び各紙の論評について	13
一	4	五七	在米石井大使より 幣原外務大臣宛（電報）	軍縮会議開催方米國の提議に対し応諾不能の事情をブリアン外相より内報について	14
一	5	五八	在米松平大使より 幣原外務大臣宛（電報）	米國の軍縮会議提議の事情について	15
一	6	五七	在米松平大使より 幣原外務大臣宛（電報）	軍縮会議米國代表氏名及びジュネーヴで開催の理由について	16
一	7	二二	在イタリア國松田大使より 幣原外務大臣宛（電報）	米國の軍縮会議提議に対するイタリアの態度について	16